

☆入学・進級おめでとうございます☆

新学期がスタートし、校舎には期待に満ち溢れた子どもたちの明るい声とにこやかな笑顔がいっぱい広がっています。子どもたちの安全を守り、健やかな成長ができるよう、西小学校ではこれからも家庭・地域・学校のつながりを大切にしていきたいと思っております。

生徒指導だより「西小っ子」では、子どもたちの学校やお家での生活にかかわることなどをお知らせしますので、必ずお読みいただくようお願いいたします。

保護者の皆様のご理解ご協力をよろしく申し上げます。

登下校

- 8:00~8:10の間に学校に着くように登校する。
※遅刻や欠席する時は、さくら連絡網、または電話で学校に8時10分までに必ず連絡をしてください。
- 通学路を通り、交通ルールを守って登下校する。
(通学路は裏面にあります。ご確認ください)
- 車での送り迎えは、事情がある場合以外は控える。
- 雨天時、1・2年生はレインコートを使用する。
(傘の使用は禁止)

持ち物…記名を忘れずに

- 学習用具
(教科書、筆記用具、授業で使うお道具類)
※お道具類は教室に置いておくものもあります。詳しくは各担任から。
- ※飾りの多い文房具など、学習に必要なものは持って来ないようにしてください。
- ハンカチ、ティッシュ
- 給食セット (はし・ランチマット・歯ブラシ・エプロン・三角巾・マスク)
- その他、必要なものは担任から学級通信等でお知らせします。

自転車について



- 自転車の使用については、原則家庭での判断となっています。ただし、使用許可を出す前に必ず自転車の点検を行い、お子さんと安全に関する約束をしてください。
- 天候と道路状況を見極めながら、各家庭でご判断ください。
- 道路や歩道では、キックボード、スケートボードで遊ばません。

生活のきまりの確認を

西小の「校内・校外生活のきまり」をメール配信しました。みんながきまりを守って、事故やトラブルのない1年間にするために、お子さんと一緒に確認するようにお願いします。

1年生には、「校内・校外生活のきまり」のプリントを配付しましたので、お家の中の目に付く場所に掲示し、いつでも確認できるようにお願いします。

4月の帰宅時刻 午後5時30分

不審者情報が絶えず報告されています。十分気をつけるようにしてください。

- ①どこで
 - ②だれと
 - ③帰る時間
- が、お家の人に分かるようにしておきましょう



自分を守る合言葉は「いかのおすし」

ついてイカない・のらない・おおごえでさけぶ
すぐにげる・しらせる

※もし不審者に出会ってしまったらまず警察に連絡を! その後、学校にもお知らせください。

110番または弥生交番74-4539
西小学校72-6441

☆楽しく便利な自転車 安全に☆

道路や歩道の雪もなくなり暖かくなったので、すでに自転車に乗っている子もいるかと思いますが、自転車は楽しく便利な乗り物ですが、ルールを守らないと危ない乗り物にもなります。

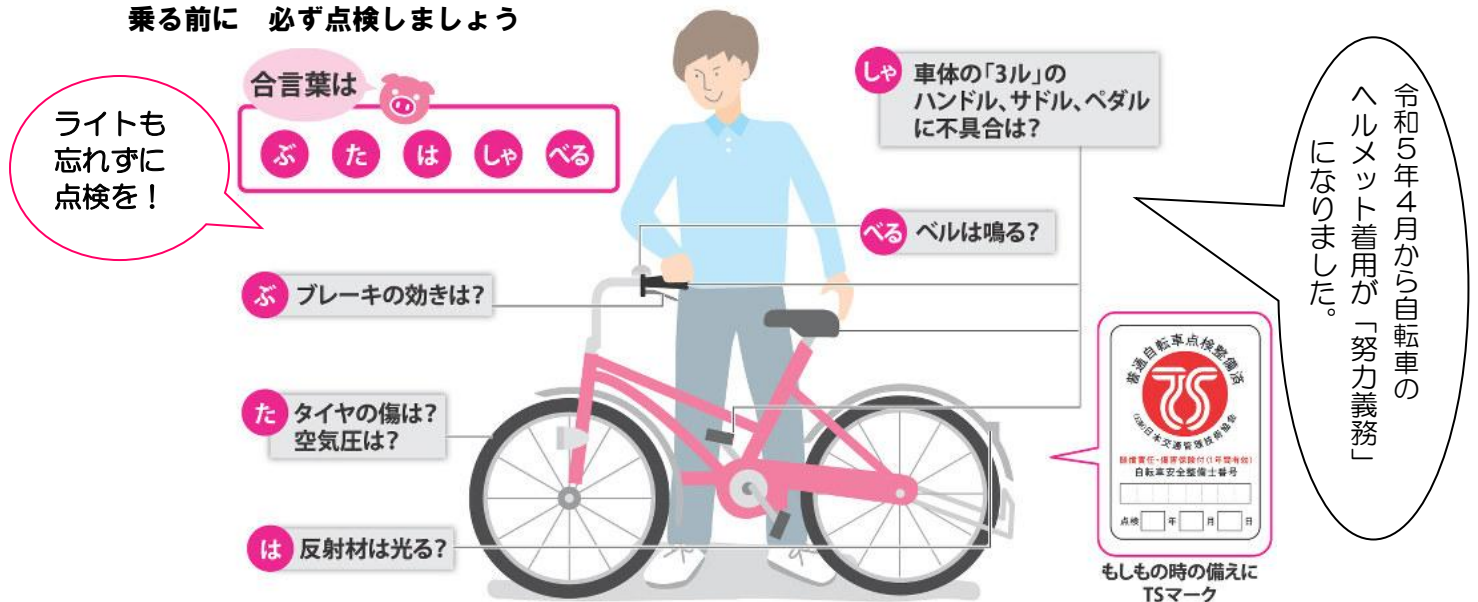
安全に乗れるように、お子さんと一緒に自転車の点検・交通ルール・乗るときのきまりの確認をお願いします。（学校では自転車教室を予定しています）

下記の自転車点検表を見て、○をつけながら点検をしてください。
不備がある場合は、自転車店等で修理してから乗るようにお願いします。

<箇所点検のポイントと整備のしかた判定>

1	ブレーキ→自転車を押しながら、左右のブレーキレバーを別々に握って、タイヤがきちんと止まるか。 (ブレーキの効き具合)
2	タイヤ→タイヤの溝は、すり減っていないか。空気圧は適正か。
3	ハンドル→ハンドルとタイヤの角度が直角になっているか。
4	サドル→またがった時に、両足のつまさきが地面に軽く届く程度に固定する。
5	ライト→ランプは明るいか。前方を正しく照らしているか。
6	反射器→反射器材の色は橙色か黄色でなければならない。汚れていないか。 汚れていたら、きれいにふく。
7	チェーン→ゆるんでいないか。さびが出ていないか。
8	ベル→しっかり鳴るか。
9	ペダル→変速機などが正しく作動するか。
10	ヘルメット→自分の頭にあったヘルメットできちんとベルト等で固定できるか

乗る前に 必ず点検しましょう



※自転車に乗るときは…

- ①道路は一列で左側を通行し、交差点では必ず一時停止をします。
- ②左右をよく見て、横断歩道は自転車から降りてわたります。
- ③危険な乗り方をしません。(二人乗り・スピードの出し過ぎ・手放し運転など)
- ④雨の日や夜間は乗れません。

◎令和5年4月1日施行の「道路交通法の一部を改正する法律」により、すべての年齢の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。自転車利用時に乗車用ヘルメットを着用することは頭部保護につながり、交通事故遭遇時の被害軽減に大きな効果があります。着用は努力義務ですが、安全確保のためにも着用について、ご一考いただきたいと思います。